

警視庁警察署交通執行警察運営規程

平成22年1月5日

訓令甲第1号

存続期間

〔沿革〕 平成 26年 10月 訓令甲第31号改正

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 交通執行警察活動（第4条—第7条）
- 第3章 勤務（第8条—第12条）
- 第4章 幹部の責務（第13条）
- 第5章 補則（第14条—第17条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、警察署における交通執行警察の運営及び活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第2条 警察署における交通執行警察の運営及び活動については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この規程における用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 交通執行警察 警視庁警察署組織規程（昭和48年8月30日訓令甲第19号。以下「組織規程」という。）第8条第1項に規定する交通執行係に関する交通警察をいう。
- (2) 交通執行警察官 組織規程第8条第1項交通執行係の項に規定する外勤又は機動警らを担当する警察官をいう。
- (3) 交通要点 交通事故が多発している交差点、交通が混雑するおそれのある交差点その他交通秩序を維持するため重要な場所として、警察署長（以下「署長」という。）が指定する地点をいう。
- (4) 交通立番 交通要点その他の道路における交通状態を十分把握できる地点に位置して、交通整理、指示若しくは誘導又は交通の指導取締りに当たることをいう。

- (5) 交通警ら 徒歩又は車両により交通の指導取締りに当たることをいう。
- (6) 交通街頭活動 交通立番及び交通警らによる街頭活動をいう。
- (7) 白バイ乗務員 交通執行警察官のうち機動警らを担当するものをいう。

第2章 交通執行警察活動

(交通執行警察活動の基本)

第4条 交通執行警察の活動は、管内の交通実態、住民の要望等に即した上で、積極的かつ効果的な交通街頭活動を展開して交通の安全及び円滑の確保に努め、もって交通秩序の維持に当たることをその基本とする。

(署長の責務)

第5条 署長は、交通執行警察の適正な運営を図り、管内における交通執行警察全般について責任を負うものとする。

(交通要点の指定等)

第6条 署長（島部警察署長を除く。以下この条において同じ。）は、管内の交通実態に即した交通要点を指定しなければならない。

2 署長は、指定した交通要点において、交通執行警察官に効果的な交通街頭活動を行わせるものとする。

(交通街頭活動実施上の留意事項等)

第7条 交通執行警察官は、交通街頭活動を行う際は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 装備資器材を有効に活用し、受傷事故防止に努めること。
 - (2) 交通立番は、受傷事故防止上最も安全な位置において、警笛等を有効に活用して行うこと。
- 2 交通執行警察官は、交通街頭活動の実施にあわせて、交通安全施設等の異状を発見するよう努めるものとする。
- 3 交通執行警察官は、常に交通関係法令の研さん及び交通の指導取締技術の向上に努めるものとする。

第3章 勤務

(勤務制)

第8条 交通執行警察官の勤務制は、原則として毎日制勤務とするものとする。ただし、署長は署情により白バイ乗務員以外の警部補又は巡查部長の階級にある警察官の勤務制を交替制勤務とすることができる。

(勤務基準)

第9条 署長は、交通執行警察官の勤務時間の割り振り等について、管内の交通実態に即した勤務基準を定めなければならない。

(当日計画)

第10条 署長は、交通部長の定める方針に基づき、管内の交通実態に即した交通執行警察活動を効果的に行うため、交通執行警察官のうち警部補（警部補が不在の場合は交通を担当する警部。ただし、島部警察署にあっては交通を担当する係の警部補。以下同じ。）の階級にある者に当日計画を策定させるものとする。

(勤務の変更)

第11条 交通事故の取扱い、交通渋滞の解消活動等により当日計画に基づく勤務を変更する必要があると認める場合は、原則として交通執行警察官のうち警部補の階級にある者の事前の承認を受けて勤務を変更することができる。

(書類整理等を行う場所)

第12条 署長は、警察署、交番等のうち、交通執行警察官が書類整理、待機等を行う場所として最も適当と認める場所を指定しなければならない。

第4章 幹部の責務

(幹部の責務)

第13条 交通担当課長（島部警察署にあっては次長）は、交通執行警察活動全般の適正化及び効率化を図るよう努めなければならない。

2 交通執行警察官のうち警部補の階級にある者は、交通執行警察活動の適正化及び効率化を推進するため、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 交通執行警察活動に関する企画立案
- (2) 交通街頭活動における配置運用
- (3) 警察署の他課（係）、隣接警察署その他関係所属の幹部との連携

第5章 補則

(転用)

第14条 署長は、交通執行警察官を3週間を超えて転用（交通警察以外の職務に従事させることをいう。）をしようとする場合は、事前に交通部長（交通総務課交通企画第一係経由。以下同じ。）の承認を受けなければならない。

(準用規定)

第15条 第6条第2項、第7条及び第12条の規定は、交通執行警察の活動に従事する交通執行警察官以外の警察官について準用する。この場合において、「交通執行警察官」とあるのは「交通執行警察の活動に従事する交通執行警察官以外の警察官」と読み

替えるものとする。

(細部事項等)

第16条 この規程を実施するため必要な細部事項は、交通部長が別に定めるものとする。

(適用の特例)

第17条 署長は、特別の事情により、この規程によりがたい事項については、交通部長の承認を受けて別の定めをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年2月1日から施行する。

(廃止規定)

2 警視庁警察署外勤交通警察運営規程（昭和40年1月4日訓令甲第1号）は、廃止する。